

子発0115第7号
平成30年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則
の一部を改正する省令の施行等について

今般、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第1号）及び「児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第7号）（以下「改正省令等」という。）が平成30年1月15日付けで別添のとおり公布され、同日付けで施行又は適用されたところである。

改正省令等の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内関係機関、管内市町村及び関係団体等に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

『「日本再興戦略」改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）において、福祉系国家資格所持者が保育士資格を取得しやすくするための方策（保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等）を検討することとされ、保育士養成課程検討会において、「福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について」（平成29年5月24日）が取りまとめられたことを踏まえ、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士である者（以下「社会福祉士等」という。）が保育士試験を受験する場合の保育士試験科目の一部免除規定の創設等の所要の改正を行ったこと。

2. 改正の概要

(1) 社会福祉士等に対する保育士試験科目の一部免除措置等

ア 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「児童家庭福祉」及び「社会福祉」の3科目について、受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。

イ 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、当該社会福祉士等が指定保育士養成施設において、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「児童家庭福祉」及び「社会福祉」以外の科目に相当する教科目を修得している場合には、当該科目の受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類及び当該科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。

ウ 上記ア及びイについては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験にも適用されること。

(2) 介護福祉士養成施設の卒業者に対する保育士養成課程における一部の教科目の履修免除措置

指定保育士養成施設は介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校をいう。）を卒業した入所者について、以下に掲げる指定保育士養成施設の教科目の履修を免除することができること。

- ① 必修科目のうち、児童家庭福祉（講義）、社会福祉（講義）、相談援助（講義）、社会的養護（講義）、家庭支援論（講義）及び社会的養護内容（演習）
- ② 選択必修科目（保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習指導Ⅱ（演習）を除く）の一部又は全部（保育実習Ⅲ（実習）、保育実習指導Ⅲ（演習）及び指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）
- ③ 教養科目の一部又は全部（指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）

3. 施行日及び公布日

改正省令等については、公布の日から施行又は適用すること。